

報告 第四八三號

友樂園（映画常設館）従業員解雇初報

發生 昭和十年十一月二十日

解決 同 年十二月 四日

友樂園従業員解雇初報

一、名 稱 友樂園（映画常設館）

二、所 在 地 福岡市東中洲

三、事 業 主 若崎九次郎（個人經營）

四、初報發生事情

経営主が多額の負債を有し財源窮乏の爲夫の活動館建築物並
に向敷地を擔保に融資を受くるに當り内節改革の名の下に
十一月二十日突如従業員中支配人以下七名の解雇申渡をな
したるに對し一向結果して解雇反對を唱へたのである。

五、初報の經過並に解決状況

経営主は解雇手當一人當り日圓宛文箱して解雇せんとした
のであるが、被解雇者一同結果して反對を叫び且つ十二月
二日起解雇猶豫を呈した。